平成27年
8月から

一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の１割としていましたが、団塊の世代の方が皆 75 歳以上となる 2025 年以降にも持続可能な制度とするため、65 歳以上の方（第１号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の２割をご負担いただくことになります。

Q A ２割負担になるのはどういう人ですか？

65 歳以上の方で、合計所得金額※1 が 160 万円以上の方です**（単身で年金収入のみの場合、年収 280 万円以上）**※2。

ただし、合計所得金額※1 が 160 万円以上であっても、実際の収入が 280 万円に満たないケースや 65 歳以上の方が２人以上いる世帯※3 で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額※4」の合計が単身で 280 万円、２人以上の世帯で 346 万円未満の場合は１割負担になります。

※1　「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※2　これは、65 歳以上の方のうち所得が上位 20%（全国平均）に該当する水準です。実際に影響を受けるのは介護サービスを利用されている方ですが、これは在宅サービス利用者のうち 15%程度、特別養護老人ホーム入所者の５%程度と推計されます。

※3　「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

※4　「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

厚生労働省

〈利用者負担の判定の流れ〉

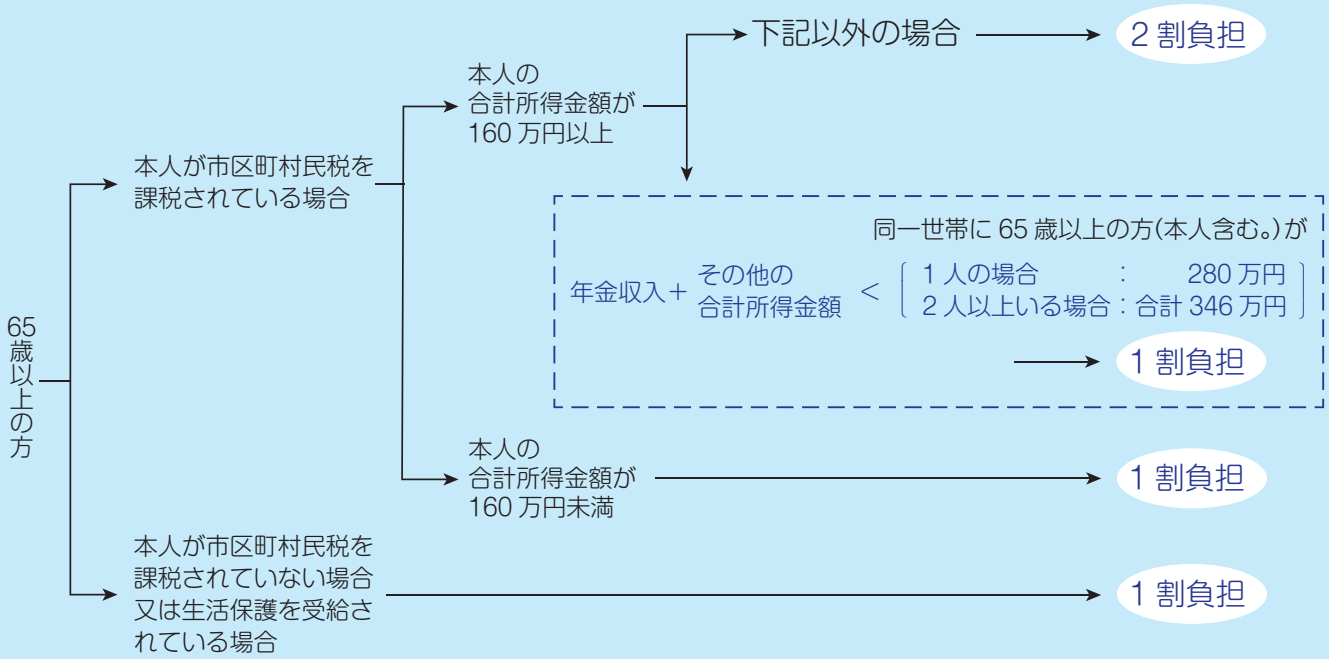

Q **いつから２割になるのですか？**

A **平成 27 年８月１日以降**にサービスをご利用されたときからです。

Q **１割負担から２割負担になった人は、全員月々の負担が２倍になるのですか？**

A 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が２倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、「高額介護サービス費の負担限度額の見直しについて」をご覧下さい。

Q **どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？**

A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年６～７月頃に、利用者負担が１割の方も２割の方も、**市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付**されます。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、**必ず２枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。**

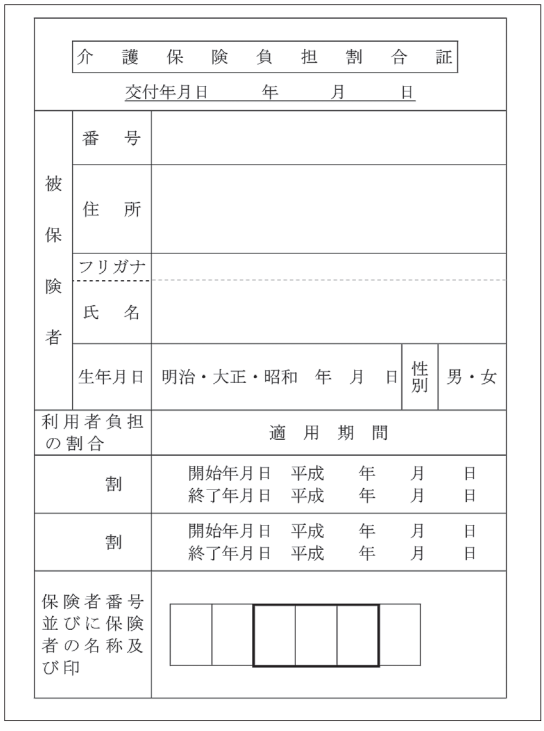
介護保険負担割合証

交付年月日　年　月　日

被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ / 氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日　性別　男・女
利用者負担の割合	適用期間	
割	開始年月日 平成　年　月　日 終了年月日 平成　年　月　日	
割	開始年月日 平成　年　月　日 終了年月日 平成　年　月　日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		

※負担割合証はイメージです。

厚生労働省